

さいたま市告示第1274号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定介護機関から変更等の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年7月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関（変更）

名 称	変 更 項 目	変 更 前	変 更 後	サービスの種類	変更年月日
ALSOK介護ヘルパーステーション大宮	名称変更	アミカ指扇介護センター	ALSOK介護ヘルパーステーション大宮	訪問介護	R07.04.01

指定介護機関（廃止）

名 称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
アースサポート東大宮	さいたま市見沼区東大宮 5-4-7	訪問介護	R07.06.30
アースサポート東大宮	さいたま市見沼区東大宮 5-4-7	介護予防訪問介護	R07.06.30